

公告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第9項の規定により、長野県知事から、長野県職員に関する措置請求に係る長野県監査委員の勧告に基づき講じた措置について、次のとおり通知がありましたので、同項の規定により、これを公表します。

平成28年3月28日

長野県監査委員 田口 敏子
同 西沢 利雄
同 西沢 昭子
同 清沢 英男

27森政第439号

平成28年（2016年）3月22日

長野県監査委員 田口 敏子
" 西沢 利雄 様
" 西沢 昭子
" 清沢 英男

長野県知事 阿部 守一

長野県職員に関する措置請求に係る監査結果に伴う勧告に基づき
講じた措置について（通知）

平成27年7月27日付け27監査第34号で勧告のありました「長野県職員に関する措置請求」について、同勧告中、第3の3の(1)のAに関する措置を下記のとおり講じましたので、地方自治法第242条第9項の規定により通知します。

記

平成27年8月7日に決定した「大北森林組合の補助金不適正受給を踏まえた今後の対応方針」に基づき、県が大北森林組合に対して平成22年度から25年度までに直接交付した補助金について、個々の案件ごとに精査しました。

その結果、平成27年8月14日から平成28年2月16日までの間、計4回にわたり補助金の交付決定の一部又は全部を取り消すとともに、計468件、865,197,400円を県に返還するよう同組合に命じました。

監査委員事務局